

核兵器廃絶 平和の町宣言



「核兵器廃絶・平和の町」宣言は、平成25年第2回定例会において、核兵器の廃絶と恒久の平和を願って決議されました。

7月15日に開催された平成28年度戦争犠牲者追悼式では、菊地誠道町議会副議長より宣言文が読み上げられ、平和の誓いを新たにしました。

核兵器が廃絶され、永遠の平和が続き、さらに暮らしやすい町として発展していく姿を思い描き、この宣言文が広く読まれることを願っています。

『核兵器廃絶・平和の町』宣言

恒久平和は人類共通の願いであり、平和を愛する標茶町民の願いでもあります。

核兵器は、今日、人類とあらゆる生命の存続に深刻な脅威を与えています。世界で唯一の被爆国である国民として、この地球上から核兵器の廃絶と戦争の根絶を訴えるものです。

緑豊かな美しい郷土標茶町の自然を守り、永遠の平和を願い、幸せな町民生活を守る決意をこめて、ここに「核兵器廃絶・平和の町」を宣言します。

第43回

標茶町産業まっりの開催日が決まりました。

「標茶町産業まつり」を開催します。内容など詳細が決まりましたら、随時お知らせします。

- 日時／9月11日(日) 午前10時～午後3時
- 場所／釧路川標茶緑地公園特設会場
- 問い合わせ／
標茶町産業まつり実行委員会事務局
●JAしべちゃ (☎485-2103)
●役場農林課農業企画係 (17番窓口☎485-2111内線241)
●商工会 (☎485-2264)

「わたしと年金」エッセイ募集

日本年金機構では、公的年金をテーマにしたエッセイを募集します。受賞者には、表彰状の授与と記念品を贈呈します。ふるってご応募ください。

■募集作品／自身や身近な人の公的年金制度のかかわりなど、公的年金に関するエピソードを盛り込んだ内容。

■応募締切／9月5日(月) (当日消印有効)

※応募要領・提出方法などは日本年金機構ホームページ (<http://www.nenkin.go.jp/>) をご覧ください。

■問い合わせ／日本年金機構 「わたしと年金」担当 (☎03-5344-1100)



しべちゃ納涼夏まつり

夏まつり

■日時／
8月12日(金)
午後1時～花火終了まで

■場所／
開発センター・
コンベンションホール
ういず前特設会場

イベント内容

- 縁日祭・ピアガーデン
- ステージイベント
- 子どもゲーム
- 標茶熊牛まとい組演舞
- 標茶風太鼓
- 標茶音頭保存会演舞
- ビンゴ大会
- 子ども盆踊り
- どんぐりスタンプ会抽選会
- 町民花火大会

町民花火大会

午後8時30分打ち上げ

■問い合わせ／しべちゃ夏まつり実行委員会事務局 (商工会内☎485-2264)



消防だより

標茶消防署 ☎485-2021

ホームページ

<http://www.town.shibecha.hokkaido.jp/~sfsma/>

第45回全道消防救助技術訓練指導会出場

7月16日、札幌市消防学校で開催された「全道消防救助技術訓練指導会」に出場しました。全道の消防救助隊員が一堂に会して互いに競い合い、救助技術の向上を図りました。

標茶消防署からは、個人で行う「はしご登はん」に3人、団体で行う「ほふく救助」に1チーム（3人）が出場しました。結果は「はしご登はん」の部に出場した常陸拓也副士長が道東ブロックの代表選手に選ばれ、8月24日（水）に愛媛県松山市で開催される全国大会に出場することになりました。



花火で楽しく遊ぶために

夏の風物詩である花火で遊ぶ機会が増える時期です。花火で事故が起らないよう楽しく遊ぶために、次のことに注意しましょう。



【注意事項】

- 使用方法や注意事項をよく読んでから遊ばしましょう。
- 風の強い日や人ごみを避け、燃えやすい物が無く、できるだけ広い場所で遊ばしましょう。
- 手持ち花火などを人に向けては絶対にやめましょう。
- 後始末のための水バケツを用意して花火の火を完全に消しましょう。また、点火しても火がつかない打ち上げ花火などは、のぞいたりせずに水バケツに入れましょう。
- 小さなお子さんには必ず大人がそばにつき、安全な花火遊びを教えてください。

犬や猫の飼い方について



犬や猫の飼い方について、多くの苦情が寄せられています。飼い主は近隣住民の迷惑にならないよう、次の点に注意しましょう。

▼犬を飼っている方

- 犬が逃げ出さないように、しっかりとつなぐか柵に入れます。
- 散歩に連れて行くときは必ずリードをつけ、袋などを携帯し、ふんの後始末は確実にに行いましょう。

▼猫を飼っている方

- 交通事故や感染症防止、近隣住民へ迷惑をかけないため、猫を外に出さず室内で飼うよう努めましょう。
- トイレは家の中でするようにしつけましょう。
- 猫に名札などをつけて世話をしていることを明らかにし、飼い主としての責任を果たしましょう。

- 猫を無責任に増やさないよう注意しましょう。子猫は生まれてから半年で子どもが産めるようになるので、避妊・去勢をせずに外に出すと、繁殖してどんどん増えてしまいます。

▼野良猫に餌を与えている方

- 野良猫は野生動物と同じ扱

いです。絶対に餌を与えないようにしてください。

- かわいそうだからと餌を与え続けると、周辺の野良猫も呼び集めて繁殖し、さらに野良猫が増えることとなります。かわいそうな猫を増やさないことが大切です。
- 民法では野良猫に餌を与えている人も飼い主とみなされ、その責任を問われる場合があります。

- 猫は餌だけでは幸せになれません。「自分が飼い主」という自覚を持ち、ふん尿や毛の始末、繁殖管理、けがや病気の際に治療を受けさせるなど、生涯世話を続ける必要があります。

- 問い合わせ／役場住民課環境衛生係（1階③番窓口 ☎485-2111 内線127）

- 墓地に関する手続きについて



遺骨をお墓に納める場合やほかの墓地などへ移す場合は、次のとおり手続きが必要です。

▼遺骨をお墓や納骨堂へ納める場合

実施前に届け出が必要です。

■必要なもの

- 埋葬等届（墓地や納骨堂の

- 管理者に請求してください
- 火葬許可書または改葬許可書
- 墓地所有者の印かん
- 墓園等使用許可証（墓地や納骨堂の管理者が発行するもの）

■届出先・問い合わせ

- 寺院などが管理する墓地や納骨堂の場合：それぞれの管理者
- 標茶霊園・町内地域墓地の場合：役場住民課環境衛生係（1階③番窓口 ☎485-2111 内線127）

- ▼遺骨をほかの墓地や納骨堂へ移す場合
- 現在遺骨が納められている墓地や納骨堂のある市町村から「改葬許可」を受けなければ、新しい墓地で受け入れしてもらえません。実施前に申請が必要ですが、手続きに時間がかかる場合もありますので、予定のある方はお早めに準備をお願いします。

■必要なもの

- 改葬許可書（町に請求してください）
- 埋蔵・収蔵証明書（墓地や納骨堂の管理者が発行するもの）

- 申請者の印かん
- 申請先・問い合わせ／役場住民課環境衛生係（1階③番窓口 ☎485-2111 内線127）